

冬を快適に過ごすために

『市民・行政・業者』の共同作業であつましく



いよいよ雪の季節となりました。北国で暮らす私たちにとって雪は生活の一部であり、避けて通ることはできません。市では、市民の皆さんのが安全・安心で快適な生活を送ることができるよう、除排雪作業の改善を図るとともに、町会連携による雪対策や除雪困難者支援の実証などの雪対策を進めてきましたが、雪国生活をより快適に過ごすためには、行政だけでなく実際に除雪作業を行う委託業者、そして何より市民一人一人の協力が必要です。「市民・行政・業者」の共同作業により、お互いが「力を合わせる」ことで効率的に除雪作業を進め、厳しい冬を乗り切りましょう。皆さんのご協力をお願いします。

令和2年度 除雪計画

▼一般除雪（作業時間帯：午前1時～6時）

- 出動基準…雪の降り始めと降り終わりごろは、午前0時の降雪量が15cm以上に達した時。根雪期間は、午前0時の降雪量が10cm以上に達した時。

※安全で円滑な車両走行の支障となる路面状況が発生した場合なども。

●除雪延長…約1,000km

▼歩道除雪（作業時間帯：午前5時～7時）

- 実施基準…降雪量が10cmに見込まれる場合
- 総延長…通学路を主体に約120km

▼追従除雪 一般除雪後にロータリー除雪車による拡幅除雪を併行して行う作業。

- 出動基準…一般除雪の出動回数3～4回につき1回を目安として実施。

※道路脇の路肩の堆雪状況により実施頻度を調整。

▼拡幅除雪・運搬排雪 路肩などの雪山によって道路が狭くなり、車や歩行者の通行および安全性に支障を来す目安となる積雪深や累積降雪量となった場合は、ロータリー除雪車などで実施。

▼小路除雪 道路の幅が狭く、一般除雪の入れない小路（幅2.5m以上4.0m未満）を対象とする道路の除雪作業。小型ショベルと小型ダンプを使用し、小路排雪（運搬排雪）を実施。路線内に雪置き場が確保できる場合は、小路除雪（除雪作業）が可能。

●実施基準…小路排雪の場合は原則年1回。小路除雪の場合は一般除雪の出動回数3～4回に1回程度で実施。

▼スリップ対策 本町坂、辻坂、加藤坂などの市道17カ所と県道3カ所の坂道に、ロードヒーティングを整備。また、そのほかの坂道、カーブおよび主要交差点には、朝夕に凍結抑制剤を散布。

効率的な除雪作業にご協力を

通勤・通学時間帯に交通渋滞を起こさないよう、通常行う一般除雪は深夜から早朝にかけての作業となります。騒音や振動などで、ご迷惑をお掛けします。

また、除雪作業を円滑に進め、作業中の事故を未然に防止するため、次のことについてご協力をお願いします。

●路上駐車はしない…1台でも駐車車両があると除雪作業がストップし、その地域の除雪が後回しになったり、除雪ができなくなったりします。

●除雪した道路に雪を出さない…交通の妨げや交通事故の原因にもなりますので、マナーを守ってください。

●屋根雪を道路などへ落とさない…交通を遮断するだけでなく人命に関わることがありますので、危険な場所については、屋根雪の落下防止の措置を講じたり、雪下ろしをしたりするなど、十分注意してください。

●歩道と車道の段差に架けてある鉄板などを除去する

●用水路・排水路に雪を捨てない

●除雪車が作業中のときは近寄らない

除雪に関する問い合わせ先

【地域除雪窓口】

今シーズンは、裾野地区のうち1・2工区、和徳地区のうち5・6工区、城東地区のうち地域維持型1工区（7工区）、岩木地区のうち地域維持型2工区（17工区）で地域除雪窓口を設置します（工区の詳細は市ホームページに掲載します）。

対象の地域に住んでいる人は、除排雪に関する問い合わせについて、地域を担当する除排雪業者に直接連絡をすることができます。

▼受付時間 一般除雪が実施された日の午前6時～正午

▼実施期間 12月1日～令和3年3月31日

■問い合わせ先 1・2工区…須藤重機（☎ 93-3144）／5・6工区…三上興業（☎ 090-2024-6758）／地域維持型1工区（7工区）…相馬土木（☎ 090-3642-3012）／地域維持型2工区（17工区）…兼建興業（☎ 080-6023-9038）

※それぞれの窓口で開設時間が異なりますのでご注意ください。詳しくは市ホームページで確認を。

【雪対策総合相談窓口】

道路維持課（茜町2丁目）では、冬の電話がつながりにくくなる不便さを少しでも解消するため、冬期間限定で、雪に関する相談窓口を設置しています。

市道や私道の除雪について、相談・要望のある人はご連絡ください。



▼実施期間 12月1日～令和3年2月26日

▼受付時間 平日の午前8時30分～午後5時

■問い合わせ先 道路維持課（☎ 55-9122、☎ 55-9124）

地域除雪窓口の詳細や、各工区を担当する業者に関する情報を市ホームページに掲載しています。



消流雪溝の使用方法

▼使用方法

- ①凍った投雪口は、お湯で溶かしてから開ける。
- ②水の量を確認してから雪を捨て、雪以外のものは投入しないようにする。
- ③固くて大きなかたまりは、細かく碎いてから捨てる。
- ④消流雪溝の内側に凍り付いた雪は、必ずかき落とす。
- ⑤作業終了後は、投雪口をきちんと閉める。

▼注意事項

- ①止水板のあるところに雪を捨てると、雪が詰まり、水があふれて消流雪溝が使えなくなりますので、止水板のあるところには絶対に雪を捨てないようにしましょう。
- ②歩行者や車両にも気を配り、事故のないように十分注意しましょう。
- ③投雪口を開けやすくするためにビニールの袋などを挟むと、歩行者が滑るなどして危険ですのでやめましょう。



り災證明書の発行

雪害により家屋などが損壊した場合、保険金の請求などに必要な証明書は下記の3カ所で発行します。

①弘前地区…防災課（市役所3階、☎ 40-7100）

②岩木地区…岩木総合支所総務課（賀田1丁目、☎ 82-3111）

③相馬地区…相馬総合支所総務課（五所字野沢、☎ 84-2111）

▼必要書類 印鑑、損壊箇所が分かる写真2枚程度（家屋などの全体と損壊箇所を写したもの）



10ページに掲載の「令和2年度除雪計画」は、市ホームページで詳しく見ることができます。

